# 兵庫県公報

令和6年12月10日 火曜日 第 574 号

# 発 行 人 兵 庫 県

神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

**り** 

·	
<b>告 示</b> ○ 救急病院の認定(医務課)	^° →)``
	1
○ 特定計量器定期検査の実施(地域産業立地課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	3
○ 土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧(同)	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(水大気課)	4
○ 急傾斜地崩壊危険区域の追加指定(砂防課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
〇同 上(同)	4
○ 道路の位置指定(但馬県民局)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
公告	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	5
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課)	5 5
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(同) ····································	5 7
○ 八兄侯小元石師の変更に関する屈山(问)	8
○ 同	
	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(中播磨県民センター)	9
病院局公告	
<ul><li>○ 入札公告</li></ul>	9
○ 兵庫県立こども病院総合施設管理業務に係るプロポーザルの実施	12
	10
道路公社公告	
○ 令和元年兵庫県道路公社公告第90号(遠阪トンネル有料道路の料金の額及び徴収期間等)	
の一部改正	14
告示	
兵庫県告示第1080号	
救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により、申出(有効期限の更新)の	あっ
た次の医療機関を救急病院と認定した。	
令和6年12月10日	
兵庫県知事 齋 藤 元	彦

1 名 称 神戸ほくと病院

所 在 地 神戸市北区山田町下谷上字梅木谷37番3

認 定 年 月 日 令和6年12月1日 認定の有効期限 令和9年11月30日 2 名 称 西宮市立中央病院

所 在 地 西宮市林田町8番24号

## 兵庫県告示第1081号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、洲本市、芦屋市、豊岡市、西脇市(黒田庄町の区域を除く。)、三木市吉川町、高砂市、加西市、丹波篠山市、養父市、南あわじ市、淡路市、猪名川町、香

美町及び新温泉町の区域における質量計の定期検査(特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号) 第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。)を次のとおり実施する。

令和6年12月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 検査実施機関(計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関) 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター内 一般社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
洲本市	令和7年11月4日(火)から同月28日(金) まで	検査場所を指定した場合にあって は、その指定した場所
芦屋市	令和7年10月21日 (火) から同年11月13 日 (木) まで	指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所
豊岡市	令和7年4月22日(火)から同年7月4日(金)まで	
西脇市 (黒田庄町の区 域を除く。)	令和8年1月14日(水)から同月29日(木) まで	
三木市吉川町	令和7年6月3日(火)から同月6日(金) まで	
高砂市	令和8年1月14日(水)から同年2月13 日(金)まで	
加西市	令和7年7月8日(火)から同月24日(木) まで	
丹波篠山市	令和7年9月2日(火)から同年10月2 日(木)まで	
養父市	令和7年6月10日(火)から同月27日(金) まで	
南あわじ市	令和7年11月18日 (火) から同年12月17 日 (水) まで	
淡路市	令和7年10月7日(火)から同月30日(木) まで	
猪名川町	令和7年7月1日(火)から同月4日(金) まで	
香美町	令和7年5月20日 (火) から同年6月6 日 (金) まで	
新温泉町	令和7年4月8日(火)から同月17日(木) まで	

注: 土曜日、日曜日及び祝日を除く。

# 兵庫県告示第1082号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の 届出があった。

令和6年12月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 神戸市淡河土地改良区

退任役員

役員の区分 氏 名 住 所

理事宮本和夫神戸市北区淡河町野瀬1266番地監事光齋美樹同市同区淡河町木津155番地の2

就任役員

役員の区分 氏 名 住 所

理事佐和秀幸神戸市北区淡河町野瀬1910番地監事藤井親男同市同区淡河町木津227番地

#### 兵庫県告示第1083号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

^^^^^

令和6年12月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 神戸市萩原土地改良区

退任役員

E	E	4	<b>Z</b>	住所
藤	原	隆	道	神戸市東灘区住吉本町1丁目20番26号
				リバーウェスト203号
宮	脇	昭	典	同 市北区淡河町萩原217番地
藤	田	延汽	台郎	同 市同区淡河町萩原310番地
坂	本	勝	敏	同 市同区淡河町萩原402番地
宮	脇		博	同 市同区淡河町萩原222番地
宮	腨	宏	文	同 市同区淡河町萩原369番地の2
常	深	輝	夫	同 市同区淡河町萩原361番地
長	岡	博	文	同 市同区淡河町萩原141番地
藤	田	_	博	同 市同区淡河町萩原421番地
E	E	4	<b>Z</b>	住所
藤	原	隆	道	神戸市東灘区住吉本町1丁目20番26号
				リバーウェスト203号
宮	腨	昭	典	同 市北区淡河町萩原217番地
宮	脇	宏	文	同 市同区淡河町萩原369番地の2
坂	本	勝	敏	同 市同区淡河町萩原402番地
森	井	正	明	同 市同区淡河町萩原459番地
長	岡	博	文	同 市同区淡河町萩原141番地
			1.15	
藤	田	_	博	同 市同区淡河町萩原421番地
	藤宮藤坂宮宮常長藤  藤 宮宮坂森	宮藤坂宮宮常長藤 藤 宮宮坂森脳田本脳脳深岡田 原 脇脇本井	藤 宮藤坂宮宮常長藤 藤 宮宮坂森原 脳田本脳脳深岡田 氏 陽 脳脇本井隆 昭延勝 宏輝博一 隆 昭宏勝正	藤 宮藤坂宮宮常長藤 藤 宮宮坂森原 脳田本脳脳深岡田 氏 腸腸本井 鬼 咽 水

# 兵庫県告示第1084号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和6年11月26日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対

して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方 裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った 日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和6年12月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	二番目池地区	令和6年12月10日から 令和7年1月6日まで	加東市役所

## 兵庫県告示第1085号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和6年12月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 指定する区域

南あわじ市広田広田字ツヅラ谷1170番3、1171番2、1172番1、1173番、1176番、1497番の一部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

#### 兵庫県告示第1086号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、平成31年兵庫県告示第158号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)で指定した急傾斜地崩壊危険区域に次の区域を加える。なお、その関係図面は、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。

^^^^^

令和6年12月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
浜 (1)	洲本市		安乎町平安浦	鳴神	89番の一部、91番1の一部、91番6の一部、 91番7、91番14、94番4の一部、91番6か ら91番14に至る地先の道路敷の一部

#### 兵庫県告示第1087号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、令和4年兵庫県告示第258号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)で指定した急傾斜地崩壊危険区域に次の区域を加える。なお、その関係図面は、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。令和6年12月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 指定区域

区	域	名	市郡名	区町名	町	大	字	名	小字名	地番
青	葉	台	西宮市		青	葉台	二丁	目		339番3、339番4、340番1から340番3ま
2	丁	目								で、341番1、341番3、342番1、342番3、
										343番 1、343番 3、344番 1、344番 3、364
										番1、364番2、371番1、372番1

### 兵庫県告示第1088号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

^^^^^^

令和6年12月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R06但馬位置0001号	6.11.19	豊岡市中陰字横枕549番の一部	5.00	35. 00

公 告

## 随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和6年12月10日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量 兵庫県税務システム修正開発業務委託(2) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 兵庫県財務部税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年11月1日

- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
  - 日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額 51,075,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約をした理由

政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。

# 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗の新設の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活

環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、 意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年12月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) ドラッグコスモス加古川平岡店

所在地 加古川市平岡町一色下池592-4ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所

代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 横山英昭

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 横山英昭

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年7月21日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,382平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数(位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数(位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。) 20台
  - ③ 荷さばき施設の位置及び面積(位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。) 32平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量(位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。) 13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 閉店時刻

午前9時 午後 9 時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

- ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置(位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。) 出入口1箇所、出口1箇所、入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日

令和6年11月20日

- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年12月10日から4月間

- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

令和7年4月10日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗の変更の届出があった。

^^^^

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対 し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年12月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 鳴尾駅前阪神ビル

所在地 西宮市里中町三丁目118ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所

代表者の氏名

阪神電気鉄道株式会社 大阪市福島区海老江一丁目1番24号

久 須 勇 介

- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前

(仮称) 鳴尾駅前商業施設

イ 変更後

鳴尾駅前阪神ビル

② 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名

阪神電気鉄道株式会社 大阪市福島区海老江一丁目1番24号 秦 雅 夫

イ 変更後

名称 住所 代表者の氏名

阪神雷気鉄道株式会社 大阪市福島区海老江一丁目1番24号 久 須 勇 介

③ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名

株式会社ライフコーポレーション 東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号 岩 崎 高 治

イ 変更後

名称 住所 住所 代表者の氏名

株式会社ライフコーポレーション 大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号 岩崎高治

4 変更年月日

令和5年5月27日ほか

5 届出年月日

令和6年10月16日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年12月10日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

令和7年4月10日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗の変更の届出があった。

^^^^^

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対 し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年12月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 志染駅前第2商業ビル

所在地 三木市志染町西自由が丘一丁目324番地

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

株式会社西村 三木市志染町西自由が丘一丁目349番地

西 村 寿 生

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

 名称
 住所
 代表者の氏名

 株式会社トーホー
 神戸市東灘区向洋町西五丁目9番
 岩崎誠輔

 上新電機株式会社
 大阪市浪速区日本橋西1-6-5
 土井栄次

(2) 変更後

名称住所代表者の氏名中部薬品株式会社岐阜県多治見市高根町四丁目29番地高 巢 基 彦株式会社大創産業広島県東広島市西條吉行東一丁目4番14号矢 野 靖 二

4 変更年月日

令和6年10月24日ほか

5 届出年月日

令和6年11月8日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年12月10日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

令和7年4月10日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

# 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

^^^^^^

ついては、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ケーズデンキ氷上店

所在地 丹波市氷上町稲継281ほか

2 法第8条第1項の規定により丹波市から述べられた意見の概要

駐車場の出入口は、丹波市立氷上中学校の通学路となっているので、事前に中学校と協議を行うこと。

- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年12月10日から1月間

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^

令和6年12月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 揖保郡太子町吉福字豆田236番1、236番1地先水路 同 郡同 町吉福字西川原256番、256番地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市網干区高田66番地の2

播磨運輸株式会社 代表取締役 神 澤 憲治郎

姫路市白浜町宇佐崎南二丁目30番地

神澤通商株式会社 代表取締役 神 澤 憲治郎

姫路市網干区高田60番地の2

播磨倉庫株式会社 代表取締役 神 澤 龍 徳

3 許可年月日及び許可番号

令和6年2月15日

兵庫県指令建指第1-2-3号(4太子)

#### 病院局公告

# 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 令和6年12月10日

> 兵庫県病院事業 契約担当者 兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

- 1 調達内容
  - (1) 購入物品及び数量

眼科用手術顕微鏡 一式

② 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

⑶ 納入期限

令和7年3月31日(月)

⑷ 納入場所

兵庫県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2丁目17番77号

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿 に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の 日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県病院局経営課業務班

電話 (078) 341-7711 内線3450

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

E-mail:Daisuke\_Abe@pref.hyogo.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記 4 (5) サで提出を求める誓約書の交付期間 令和 6 年12月10日(火)から令和 7 年 1 月 8 日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日(兵庫県の休日を 定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第 2 条第 1 項に規定する県の休日)を除く。)

③ 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和7年1月31日(金)午前9時30分 兵庫県庁1号館1階入札室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和7年1月30日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年1月29日 (水)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証 保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を令和7年1月8日(水)午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。
- イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ た場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
  - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
  - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日まであること。
  - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
  - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
  - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
  - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
  - ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
  - ケー入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
  - コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
    - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
    - (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
  - サ 落札金額が200万円 (消費税及び地方消費税を含む。) を超える場合には、落札者が暴力団でないこと 等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。
- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった 者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入 札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
  - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. SUGIMURA, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Ophthalmic Surgical Microscope, 1 set

(3) Delivery period:

Mar. 31, 2025

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Amagasaki General Medical Center

- $\hbox{\it (5)}\quad \hbox{\it Deadline for the submission of tender application forms:}$
- 16:00 Jan. 8, 2025 (6) Deadline for tender:

17:00 Jan. 30, 2025 by mail

9:30 Jan. 31, 2025 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency, 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 3450

## 兵庫県立こども病院総合施設管理業務に係るプロポーザルの実施

兵庫県立こども病院における総合施設管理業務委託業者をプロポーザル方式により募集する。 令和6年12月10日

^^^^^

兵庫県病院事業 契約担当者 県立こども病院長 飯 島 一 誠

#### 1 プロポーザルの概要

(1) 名称

兵庫県立こども病院の総合施設管理業務委託に係るプロポーザル

(2) 募集要領

別途配布する「兵庫県立こども病院総合施設管理業務委託業者募集要領」(以下「募集要領」という。) による。

③ 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、委託期間の終了の日までに、委託者から何らかの意思表示がないときは、その翌日においてさらに1年間同一の条件でこの契約期間を更新するものとし、その後令和10年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。

⑷ 履行場所

兵庫県立こども病院 神戸市中央区港島南町1丁目6-7

# 2 参加資格

- (1) 日本国内において、一般病床290床程度以上の病院において本プロポーザル仕様書に定める「設備管理業務」、「警備保安業務」及び「清掃業務」と同種又は類似する業務実績がある者であること。
- (2) 病院の業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これを受けていること。
- ③ 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (5) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。
- (7) 兵庫県税を滞納していないこと。
- (8) 次のアからウに該当する者でないこと。(必要に応じて、関係機関に事実関係の照会を行うことがある。) ア 役員のうち次のいずれかに該当するものがある法人等
  - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記(ア)に該当する者 イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支援する者
  - ウ その法人等の親会社等(その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者)が上記ア 及びイのいずれかに該当する者
- 3 参加手続き
  - (1) 事務局

〒650-0047 神戸市中央区港島南町1丁目6-7 兵庫県立こども病院総務部経理課 電話 (078) 945-7300

#### ② 募集要領の配布

#### ア 配布期間

令和6年12月10日(火)から同月23日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。

#### イ 配布場所

上記(1)に同じ

上記のほか、兵庫県立こども病院ホームページに掲載する。

(ホームページURL: https://www.hyogo-kodomo-hosp.com/)

### (3) 説明会

本プロポーザルに参加を希望する者は、原則として次に示す説明会に参加すること。

#### アー日時

令和6年12月16日(月) 午前10時から

#### イ 場所

兵庫県立こども病院 3階会議室

#### ウ 留意事項

出席は、1参加業者当たり2名以内とする。

なお、説明会参加希望者は、令和6年12月13日(金)午後4時までに事務局へ参加の旨を連絡すること。

## (4) 参加表明書

## ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

#### イ 受付期間

令和6年12月12日(木)から同月24日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和6年12月23日(月)必着とする。

#### ウ 提出場所

上記(1)に同じ

## (5) 質問及び回答

#### ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式に より行うこととし、事務局への持参又は郵送とする。

#### イ 受付期間

令和6年12月16日(月)から同月20日(金)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和6年12月19日(木)必着とする。

#### ウ 回答方法

令和6年12月23日(月)より、質問書提出者及び参加表明書提出者に対して順次電子メール若しくは FAXにより送付する。

## (6) 企画提案書

# ア 提出方法

持参又は郵送とする。

#### イ 受付期間

令和7年1月6日(月)から同月14日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和6年1月10日(金)必着とする。

#### ウ 提出場所

上記(1)に同じ

# エ 提出書類

募集要領に定める。

## (7) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対し、プレゼンテーションを実施することができる。

イ プレゼンテーションを実施する場合、開催の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

- 4 当選者の選定、決定及び通知の方法
  - (1) 選定方法

選定は、「兵庫県立こども病院総合設備管理業務委託業者選定委員会」(以下「委員会」という。) において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

③ 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立こども病院総合施設管理業務委託契約」の契約予定者となる。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ア 期限までに提案書を提出しなかった者
- イ 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした者
- 5 その他
  - (1) 書類作成において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 留意事項
    - ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
    - イ 提出書類は、非公開とする。
    - ウ 提出書類は、返却しない。
    - エ 提出書類について、この書面及び募集要領に定める様式に適合しない場合は、提出された提案書を無効とすることがある。
    - オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした 者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
    - カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。
  - (3) 参加に要する費用

本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

詳細は、募集要領による。

## 道路公社公告

### 兵庫県道路公社公告第98号

令和元年兵庫県道路公社公告第90号(遠阪トンネル有料道路の料金の額及び徴収期間等)の一部を次のように改正するので、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定に基づき公告する。

令和6年12月10日

兵庫県道路公社

理事長 髙 野 滋 也

1中「令和8年1月18日」を「令和23年3月31日」に改める。